

平成13年第15回教育委員会記録

平成13年8月27日(月)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成13年8月27日(月)午後2時05分～午後3時32分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員長 宮坂 公夫
職務代理者 大藏 之助 委員 安本 ゆみ

欠席委員 (なし)

出席説明員 教育長 與川 幸男 事務局次長 松本 義勝
庶務課長 佐藤 博継 学校運営課長 佐野 宗昭
学務課長 森 仁司 施設課長 小林 陽一
指導室長 工藤 豊太
社会教育 荒井 健一 中央図書館長 古川 正司
スポーツ課長 伊藤 俊雄 中央図書館 杉田 治
センター所長 伊藤 俊雄 次長 杉田 治
事務局職員 庶務課係長 小今井 七洋 法規主査 能任 敏幸
担当書記 手島 広士

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第44号 杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 議案第45号 杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 損害の賠償について
- 議案第47号 平成13年度杉並区一般会計補正予算(第1号)

(報告)

- 1 学校安全対策について
- 2 採択地区別公立小・中学校教科用図書採択について

委員長 ただいまより、平成13年第15回教育委員会定例会を開催します。本日の議事録署名人は宮坂委員、よろしくお願いいたします。

進行ですが、報告をまず審議したいと思います。よろしくお願いいたします。報告案件は2件あって、1つは「学校安全対策について」です。庶務課長、ご説明をよろしくお願いいたします。

庶務課長 「犯罪等防止対策実施状況」について報告いたします。防止対策については教育委員会だけではなく、区長部局、とりわけ総務の関係、それから児童の関係ということで、連携して防止対策を実施してきたわけでありまして。それら、それぞれの所管でどのような対応をしてきているのか、というところを一覧表にしております。

上から順番に、総務課から社会教育スポーツ課まで、それぞれの対応状況を書いています。今回の防止対策の中で、とりわけ公立だけに限らずに、私立も含めて対応していこうというのが基本的な対応の視点でした。もう1つ、それぞれの課が独自に進めていくということではなくて、むしろ区役所をあげているいろいろな連携を取りながら取り組んでいくという点を2つ目の対策として取り組んできました。

この中で、総務課では私立幼稚園等の「インターホンの設置」の助成、「動くピーポ君110番の整備」ということで、清掃車両、あるいは土木車両にマグネットステッカーを購入して配る。それから、「緊急連絡網の整備」というようなところで対応しています。

2枚目の資料、いま申し上げました緊急連絡網の整備ということで、関係機関から主に警察ということになるかと思いますが、関係機関から情報が入った際、どういう形で情報を伝達していくかというところを一覧表で作っています。基本的には子供を中心とした連絡網、ということで理解していただけたらと思いますが、関係機関から総務課、あるいは指導室に入るということで、この2つを中心としてそれぞれ出先機関、あるいはPTAの保護者というところまで連絡網として整備が図られているところです。

防災課のほうでは、「MCA無線機の配布」ということで対応しています。それから、「個別受信機を利用したネットワーク」については小・中学校、それから福祉施設といったところで既に個別受信機が置かれているわけですが、それらを活用したネットワークを図っていこうということで、改めて今回出しているところです。

保育課については3点、「インターホンの設置」、「防犯ブザーの配布」、「施設改修」というところに対応しています。それぞれ、各保育園に「インターホンの設置」、あるいは各保育士さんに対しての防犯ブザーの配布といったことを私立を含めて行っているところです。児童青少年センターについてもインターホンの設置、それから「門扉の交換」というところに対応しています。

教育委員会関連については、学校運営課、学務課、施設課、社会教育スポーツ課というところ

での対応となっています。それぞれ、区立幼稚園に防犯ブザーを配布したり、あるいは小・中学校に配布したりといったことでの対応をやっていきます。この中で、まだ入っていませんが、施設課の中で「非常警報システム」というものがあります。

これについて、消防の関係についてはもう既に消防庁と話がつき、既に使ってもいいことになっていたわけですが、今回、改めて警視庁に連絡が直結されるというところでの防犯ブザーの設置を考えています。これらについてはいま、9月に開かれる議会の中で補正予算として提案をしていく準備を進めているところです。そのほか、社会教育スポーツ課のほうでは、西田小の「ゆうゆうハウス」の関係でのカードの作成ということをやっています。これらについてはハード面での対策ですが、ソフト面の対策についてはこれまでの各学校の対応を中心にしてやっているという状況です。

委員長 ご質問はありますか。

教育長 今回、特に私立の関係で言えば、幼稚園、保育園には区の予算で助成をし、事実上インターホンの設置などができるようにするということがありました。従来の行政型だと、どちらかという公立主眼に傾きがちなのですが、私立に対する配慮というのは区としての特段の考え方と考えるとよろしいですか。

庶務課長 緊急の校長会などを行ったわけですが、その際にも私立の校長先生などに来ていただき、こういったことに限らずにいろいろと連携を図っていくことの必要性もあるという、非常に有意義な校長会だったということもありました。そういったことを通じて出された要望を区長としてどう実現していくかということで、それぞれ私立も含めての対応ということになりました。

教育長 正直、とてもいい今回の判断だなと私も思っています。緊急発生連絡網も私立幼稚園を含めていることも、とても大事なことだと思っています。公立だろうが私立だろうが、同じような状況に置かれれば同じような不安感を抱きますのでいい考え方だと思っています。

連絡網などで、例えば私立の小学校のようなところは特段、連絡網としては考えていなかったのですか。私立幼稚園には緊急事態発生の連絡網があって、これはとてもいいことだと思っています。私の見方が悪いのかもしれませんが、小学校レベルまでは特段ご検討にならなかったですか。

庶務課長 関係機関のいちばん下のところに、「私立の小・中学校」ということであります。

教育長 わかりました、教育機関への所管ではないですからね。いま、庶務課長がいいことを言ってくれましたけれども、この前の非常のときの校長会等でも、私学を含めた連絡網というのはいままで1回も拝見していないものですから。本当は非常災害以外でも、いろいろな意味で連携を深めていきたいと思っています。現にやっている部分もあるのですが、とてもいいことだと思

っています。予算の組み方もいいなと思っています。

大藏委員 緊急事態発生の通知が総務課に入ってから末端まで、どれぐらいの時間で到達するとお考えですか。

庶務課長 非常に難しいのですが、場合によっては1時間ぐらいかかってしまうこともあるかと思えます。特に、ファックスで通知をするということになると一遍に発送できませんので、例えば杉一小学校から最後の和泉中学まで行く場合には、1時間ぐらいの時間がかかってしまうということがあるかと思えます。

事務局次長 ただ、学校の中も少なくとも順番ではなくてグループごとに対応する必要があると考えております。幼稚園についてもそういったこと念頭に置く必要があると思えます。

大藏委員 でも、ファックスは同報ということができないのではないですか。できるはずです。

庶務課長 今回、事件があったときにやったのですが、そのぐらいの時間がかかりました。あとはやり方の問題で、例えば分区ごとに分区から流していくということも必要かなと思っています。

教育長 私も大藏委員とほぼ同じ意見です。同報でやってもらいたいですね、1時間は長過ぎます。5分、10分の範囲だと思います。

安本委員 この間も、先にほかから情報が入ってしまった。ものすごく混乱してしまったものから、やはりなるべく速い方法でないと。

教育長 パソコンの活用とか、いろいろな手法はあると思いますが、このご時勢ですからやはり短時間でというのは私も同意見です。多分、これはできるのではないかと思います。

庶務課長 このタイムラグの問題というのは非常に重要だということがあって、各学校とLANを組んで一斉にやる方法がいちばん速い方法だと思っています。ただ、まだまだそこまでパソコンの整備が整っていない状況ですので、なるべく工夫しながらやっていかなければいけないだろうと思います。

宮坂職務代理者 私立の立場から言うと、時間は速ければ速いほうがもちろんいいのですが、いろいろな問題があって、今回私立幼稚園、私立小・中学校に組み込んでいただく。あるいは、インターホンなどの補助金を出してもらおうというのは、おそらく私立の側では感謝しているのではないかと思います。緊急の場合、安全のためには当然私立も公立もありません。厳しい情勢の中でここまでやっていただくというのは、おそらく私立の側では感謝しているのではないかと想像しています。

委員長 いろいろな施設を整備するに当たって、それ以前に点検というか、犯罪防止のためのいろいろな項目を挙げて、ここに書いてあるように塀がどうだ、それから鍵がどうだというように細かく全部チェックしてあります。その辺のソフトを決めて対応する予定というのは。

庶務課長 事件後、各学校や幼稚園についてそれぞれ、例えばハード面ではどのような問題があるか、ソフト面ではどうか、あるいはどういう対応をしているかということで一斉に調査をし、それに基づいての対応ということでやっているわけです。インターホンの部分をすべての小・中学校に出したら、「インターホンは要らない」というのは多分3校か4校だったと思うのですが、あとは全部「設置してほしい」という要望がありました。いま、具体的にどういったことをするかも含めて、まだこの部分については継続しての検討ということになっています。

事務局次長 チェックリストで施設整備を完璧にするというのは、早速実施に移したところですよ。その結果、いま言ったようなことがフィードバックされてきたということです。

宮坂職務代理者 それから、私立へ連絡したときに相手のほうの受け止め、どの方向に行くかという場合があります。あるいはこの前、とんでもない狂言みたいなものがあった。当然、それは幼稚園側の責任に帰すべきものもあります。そういった問題については、もっと指導的立場で強く言うことは公立、私立に限らず、区の立場として必要ではないかと思います。言うことは言わせてもいいのですが、やはりやってもらうことはやってもらうということで、必要があれば厳しく言うことは大事ではないかと思います。1つ2つ、そういうおかしなものが出ると、ほかがまた迷惑を受けるということがありますし、流れるものもうまく流れない場合もありますので、是非その辺は強くお願いしたいと思います。

安本委員 防犯ブザーの配布について、区立小・中学校に配布ということですが、これは先生に対して、糸を引っ張るとピーッと鳴るブザーを持たせるということですか。それとも、教室などにつけて、押して鳴るものをつけるということですか。

庶務課長 公立学校の防犯ブザーの配布については、教職員を中心として配布することを考えています。当然教職員だけではなくて、そのほかの職員もありますので、それぞれ学校の状況に応じた配布をしたいと考えています。

委員長 ほかにございますか。それでは、報告を終わりとして、引続き検討していきたいと思えます。2番目に「採択地区別公立小・中学校教科用図書採択について」です。指導室長、説明をお願いします。

指導室長 過日は杉並区においての教科書採択についてご審議いただき、大変ありがとうございました。一応、8月15日が都に報告ということになっていましたので、その後入手した資料で一応23区、市、それから地区、村ということで、東京都における全部の採択がこのような結果になったことをご報告したいと思います。

この教科書は、平成14年から使用される教科書になります。今年度は小学校、中学校が平成14年度、学校5日制の導入に伴って同時採択ということになりました。いままでは小中の同時採択

というのはありませんで、4年で1年置きずつ、小学校が採択あり、中学校があり、そして高校がありということでした。今年度、各委員の皆様方には小中合同の採択ということで、いままでになかった状況の中で採択に当たっていただきました。

この次の採択は当然3年後から始まって、4年後に対応することになります。そのときには小学校が先、中学校があとということで、通常の採択業務に戻るのではないかと考えます。よほど世の中が変化して、文科省のほうが新たな方針を打ち出さない限りはそのようにいくのではないかと推測しています。

私どもとしては中央図書館のご理解も得て、平成14年度から児童、生徒が使う採択本について、9月28日まで、中央図書館のほうで展示会を行っているところです。

委員長 ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

教育長 東京都の養護学校の資料はありますか。

指導室長 まだ、手元に届いておりません。届きましたらまた委員の皆様方にご報告いたします。

委員長 よろしいですか。それでは、報告事項を了承いたしました。次に移ります。本日の議案については、平成13年第3回の区議会定例会に提案が予定されている議案です。区長の議案提案権の関係もあるために、杉並区教育委員会会議規則第13条の規定に基づき、秘密会にさせていただきますと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

委員長 秘密会とさせていただきます。恐れ入りますが、傍聴者の方はご退席ください。

(傍聴者退席)

委員長 まず第1議案、第44号、「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」です。ご説明をお願いします。

庶務課長 議案の説明をいたします。説明の前に、今回の4つの議案については杉並区長から、「教育関係議案に対する意見について」ということで、教育委員会の意見聴取を求められたものです。

第1議案、第44号、「杉並区立学校設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。これについては、先般教育委員会で決定していただいた、区立方南幼稚園の廃止に伴っての条例改正ということであり、平成15年4月1日から施行ということであり、提案理由としては、「方南幼稚園を廃止する必要がある」ということでもあります。

委員長 ご意見、ご質問がありましたらお願いします。内容については、皆様方も議論のないところだと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは、第44号の議案について終わらせていただきます。第2議案、第45号、「杉並区

立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明をお願いします。

庶務課長 議案第 45 号、「杉並区立幼稚園の保育料等徴収条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。この条例の改正する中身ですが、大きく分けて2つあります。入園料、保育料の改定が1点です。もう1点がいつから実施するかというところで、実施期日を入園料と保育料で違いを出しています。そういったところが大きな違いです。

最初に入園料ですが、現在「1,500円」の入園料ということでしたが、これを「3,000円」に改定するというのが1点です。それから、これまで年額「7万2,000円」だった保育料を「9万6,000円」に改定するというものです。改定額の算出方法ですが、過去3年間の所要経費を算出し、改定後の入園料、保育料としたものです。ちなみに、入園料については入園募集にかかる印刷費の経費、あるいは従事職員の人件費、こういったものを入園児数の平均で割り返して改定後の入園料としています。

保育料については、これも同じく過去3年間の幼稚園の運営経費ということで見ている教職員の人件費、それから大規模な補修費を除いて、3年間の平均を同じように在園児童数の平均で割り返して、改定後の保育料としたものであります。

この条例ですが、平成14年4月1日から施行するというので、来年度当初からということになります。ただ、但書きがあって、入園料については平成13年10月1日からということ、今年の10月1日から入園料については改定するという中身になっています。もう1つ、特例の定めがあって、平成14年3月31日に在園して、4月1日以降引き続き在園する者については、なお従前の例によるということ、7万2,000円の適用となります。新たに入園なさる方の保育料を9万6,000円に改めるというものです。

提案理由ですが、入園料および保育料の額を改正する必要があるということなんです。

大蔵委員 入園料を10月1日から改定するのは、途中入園があるということですか。

学務課長 入園料の改定時期の関係ですが、平成14年度の入園児童の園児募集の事務が10月からスタートします。11月1日、2日と募集事務を行ったあと、12月半ばに入園決定通知を保護者の皆様に送付し、その後入園料をお支払いいただくということで、今年度中に入園料を徴収するという関係が出てきますので、施行分についてはこういった附則で書かせていただいています。

宮坂職務代理者 これは当然、14年度からの入園者ですね。

学務課長 はい。

宮坂職務代理者 途中入園というケースはあるのですか。

学務課長 一斉募集はしていませんが随時入園ということで、随時お申し出をいただいて。

随時入園といっても、在園の場合は当然従来どおりで、あくまでこの入園料の適用は新規、一斉

募集の際の適用の入園料ということになります。

宮坂職務代理者 ちょっとくどいようですが、そうすると 14 年度以降に新しく入園する場合でも、その入園が途中入園で、年長に入るという場合は。

学務課長 もう一度整理すると、14 年度に新しく年少組に入られるお子さんと、14 年 4 月 1 日以降の年少、年長組に随時入園でお入りになるお子さんに対して適用になるというものであります。

委員長 私立の保育園の保育料というのは、年額どのくらいなのですか。

宮坂職務代理者 幼稚園によって違います。

教育長 平均でどのくらいですか。

宮坂職務代理者 平均 2 万円くらいではないかと思います。

教育長 事務局のほうに平均値を出してもらったほうがいいのではないのでしょうか。

学校運営課長 平成 12 年度の実績で申し上げますと、これは平均を取った額なのですが、保育料で 27 万 8,000 円余りです。あと、入園料や施設維持費、また教材費、暖房費等々を含めると、これも年間の平均ですが 39 万 5,000 円余りという額になっています。

教育長 入園料だけの平均は。

学校運営課長 入園料は 8 万円余りです。

委員長 ずいぶん差があるものだな。

宮坂職務代理者 ただ、私立の場合には補助金がありますので、実質的な負担はそんなにない。

学務課長 私立幼稚園の関係の補助ですが、いま話題になった入園料の関係については、私立に通われる保護者の皆様は一律 3 万円を区から助成しています。先ほど、私立の入園料が 8 万円強となっていますが、3 万円を差し引いた額が実質的な負担という形になります。また、保育料につきましても、保育料のみの比較で言うとかかなり開きがありますけれども、保護者負担の軽減の補助金という形で公的な補助を行っていますので、実質的な格差はもう少し狭まってくるという状況です。

教育長 狭まってくると言っても、入園料を例に取れば 8 万円引く 3 万円だから 5 万円なのです。

こちらは 3,000 円と、縮まっていると言え言えるけれども、開きは大きいと思います。

学務課長 入園料の開きは大きいのですが、区立の場合は行政手数料的な意味合いでいただいています。私立さんのほうは当然施設の整備費とか、その辺も含めて設定されているようなので、若干内訳的な点が違うところから、こういった開きが出てくるということもあるかと思います。

委員長 参考までにお聞きすると、改定理由について、「公私立間の負担格差の是正を図る」とあります。このような大見栄を切って、意味がわかったようなわからないような。

大蔵委員 とても是正を図ったようなことではないようですね。いままでが低過ぎたので多少上げ

ますというのはわかりますが、格差の是正にはちょっと遠いのではないのでしょうか。入園料で10倍以上開いているということですから。いまお聞きしても、保育料でもやはり5倍以上の格差があるわけです。

かつて、国立大学と私立大学との差が非常にありました。私が入学したころはずいぶんあったのですが、現にいまはかなり縮んでいるのです。とても、このような開きではありません。それに比べると、やはり区立幼稚園と私立幼稚園はずいぶん違いますね。

学校運営課長 公私の格差ということですが、私立の場合はいまご説明申し上げたように補助金が一定程度出ており、所得格差によって補助金の額が違ってくるわけです。構成比が比較的多い所得分から見ると、補助金受給後の比較を申し上げますと、私立と公立の格差が大体2倍ぐらいの格差になっています。ですから、単体で入園料、あるいは保育料を比較すると何倍もの差ということになっていますが、補助金受給後の格差という形で申し上げますと大体2倍ぐらいの世帯が多いという状況です。

大蔵委員 よく理解できません、どういうことですか。補助金が3万円ぐらいしか出ていないのに、どうしてそんなに低くなるのですか。

学校運営課長 年間3万円と申し上げたのは入園料の補助金なのです。保育料についても所得区分に応じて補助金が出るような形になっています。

大蔵委員 先ほど伺ったような点からすると、もともとは年間で39万4,000円ぐらいですか。

学校運営課長 そうです。

大蔵委員 これが平均ですね、それがどれぐらいになるということですか。2倍になるということとは。

学校運営課長 大体、20万円弱ぐらいと考えています。これはあくまでも平均的な世帯で、所得区分によっては補助金ももっと出る世帯もありますし、あまり出ない世帯もあります。

大蔵委員 そうすると、今度は個人別に、入園料もそうですが、1人ずつについて所得を認定して補助金が出るということですか。3万円という入園料は一律でしょう。

学務課長 入園料の補助は一律、すべての保護者の皆様です。保育料については、所得階層ごとにそれぞれ受給額を決定しています。

大蔵委員 しかし、区立の場合でも、生活保護所帯などは免除されるわけでしょう。

学務課長 はい。生活保護受給所帯、あるいは非課税所帯については年間の保育料の減免制度があります。

大蔵委員 ですから、こちらも下がるわけですから、いまのような計算の仕方はやはりちょっと違うと思います。私はそれを悪いと言っているのではないのです。だけど、比較をするのだったら、

正確に言うのだったらそのように言わなければならないだろうということなのです。

事務局次長 今回の値上げで、補助金も入れて区立のほうが高くなるということはありません。かなり安いのは事実です。ただ、この10何年、20年近く、いままで何もしてこなかったということで今回見直したわけです。一遍にというのもどうかということで、今回考え方としてあくまでいままでの考え方を踏襲し、運営経費を入園の数で割るという考え方でやりました。ただ、これ自体が私立幼稚園と全く違い、人件費等が入っておりません。したがって、今後そういったことについては、考え方自体をどうするかという問題が残っているということです。

大蔵委員 区立の幼稚園として維持する上で、区立でやるのですから私立と近くなるとはいけないということはない。しかし、全体としては前から議論になっていますように、主体はもう私立幼稚園に移っていると思いますから、区立の規模の維持だと思えます。そういう点では考慮していく余地があると思います。

委員長 今回言われていることは、将来を見据えての改定ということなのでしょう。その辺を明確な提案に。よろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長 それでは第3議案、第46号、「損害の賠償について」移ります。説明をよろしく願います。

庶務課長 議案第46号、「損害の賠償」についてご説明いたします。1,021万9,497円が損害賠償の金額です。お手元に「参考」ということで、今日お出ししていますが、それぞれ1,021万余に対しての内訳が入っています。将来にわたる治療費、それから入院の諸雑費、慰謝料、休業損害、それから後遺障害ということでそれぞれ現し、先ほどの金額となっています。

賠償の理由ですが、平成8年5月29日、杉森中学校の校内において、生徒が野球部の活動中、バッティングの練習をしていたところ、野球部員の投げたボールがそれで左目に当たり、左眼球打撲等の傷害を受けたというものです。それに伴っての賠償ということです。

支払いですが、280万余については既にお支払いをしていますので、残金の738万9,864円について一括払いで出すものです。提案理由ですが、杉森中学校の野球部の活動中に発生した事故に関する損害の賠償をするためということです。事故の発生から今日まで、割合長い期間がかかっているわけですが、これについては損害賠償そのものが症状固定後に行うということなので、長い時間がかかったというものです。

委員長 ご質問はありますか。

教育長 どういう内容の判断の打撲なのですか、それがどこにも表記されていないのです。単なる打撲でも程度がいろいろありますので、軽易の打撲であれば1,021万円というのは極めて高いと

という印象を受けます。ただ、平眼球打撲等だと打撲の程度がわからない。例えばボールが当たっても、普通の状態でしょっちゅう学校ではあることですから。そのたびに損害賠償を払った記憶はありませんので、そこまで触れないとやや賠償の理由に欠けるなという印象を受けます。打撲等なら軽いではないか、なぜ1,021万なのかということで、表現上これで十分なのかどうか。それが気になったのでお尋ねをしました。いま聞いた病名では、納得できる理由なのかなと思います。目の病気は日常的にも生活上不自由を感じていらっしゃるのかなということも考えると妥当なのかなという気はします。いまのような、口頭による理由の説明がないと、やや不十分かなという印象を受けましたのでお尋ねしました。

宮坂職務代理者 後遺症がどの程度かというのは、失明はしていないようなのですがどうなのでしょう。例えば視力がかなり落ちるとか、後遺症的なものは何かあるのですか。

指導室長 私も交渉している段階の中で、該当の保護者から聞いている範囲ですが、目薬を日常的に差していかななくてはいけないということが1点あります。それから、定期的に検診を継続していかなければいけない。また、視力に非常に大きな影響が現れるだろう。

そのためには、やはり生涯、病院等で治療を継続していかなければいけないということでした。

大藏委員 この支払い金額というのは、安田火災海上保険が認定した金額を杉並区が受け取って支払うということですか。

指導室長 一時、区のほうを立て替えて、それによって相手方にお支払いして、そして安田火災から区のほうに。

大藏委員 全額が来るとということですか。

指導室長 はい、そうです。

大藏委員 それでは区は直接、金額についてのプラスマイナスはないということですか。これ以外に個人で、ご家庭か子供にかけている保険というのはあるのですか。それは関知しないということですか。

指導室長 その部分については、どのぐらいかけているのか、私どもは関知していないところです。

教育長 いま、安田火災という言い方をされましたが、学校健康センター分があるのではないですか。

指導室長 当然、そこに学校保健センターからの給付金と見舞金等も含めてのものです。

教育長 2,021万の中には、いま大藏委員がご質問されましたが安田火災の部分ばかりではなくて、正確に言うと学校保健センター分も含んだ1,021万円ではないですか。

庶務課長 私のほうから申し上げます。保険には2つ入っていて、学校健康センターというものと

自賠償に入っています。基本的には、第一義的には、学校健康センターのほうでお支払いするというものです。それと併せて自賠償にも入っていますので、今回起きた事故の中でいわゆる総額が決まってまいりますので、学校健康センターの部分については280万余ということになります。その残りの部分を自賠償から出すという中身になっています。ですから、教育長のおっしゃったとおり、それぞれにお支払いするということです。

委員長 いま、視力はどのぐらいで、将来の目の指標としてどうなのか。こうなった結果、どのようになったのかという。

指導室長 現在、視力がどれぐらいなのかということは、資料がないため、わかりましたら、すぐお答えいたします。

委員長 あと、区側としては指導室長などが対応されているのでしょうか。第三者、どなたかが入らなくてもいいのですか。よく弁護士さんにいろいろお聞きしますけれども。

庶務課長 示談にはいろいろなやり方があるわけですが、相手方が法定代理人という形で弁護士を雇い、法定代理人にすることもございます。今回の場合には法定代理人ということで、親が2人なっています。区のほうは直接、担当課長のところで示談の折衝を行ってきています。当然、最終的には、自賠償の関係がありますので区長になってきますので、弁護士は立てずにやってきているというのが今回の事件です。

事件によっては、例えば高井戸第二小の関係については法定代理人として弁護士が入っていますし、区の側も法定代理人ということで区政会館のほうにお願いしているところがあります。そういう形で法定代理人を定めて交渉していく。高井戸第二小の場合には裁判になりましたので、まだいまのところ、示談ということではありません。近々、第1回の口頭弁論が開かれるという状況になっています。

宮坂職務代理者 示談の場合、保険会社というのは入らないのですか。

庶務課長 保険会社はあくまでも区と保険会社との関係ですので、いわゆる被害者とは直接の交渉はしませんし、関係はない。あくまでも、区と保険会社との関係ということであります。

教育長 これについては代理人である親から、かなり厳しい賠償請求がありました。当初、お示した金額ではとても納得できないということで、教育長も交渉の前面に出るということで、私も2回ほどお会いしました。この金額は親の訴えとか子供の状況、諸々の判断なのですが、そういう中ではかなり努力をした金額なのかなという認識をしています。従前、教育長まで出て交渉に当たるといのは異例のケースなのですが、今回は特に当たりました。

学校側の初期対応に若干、保護者への配慮に欠ける部分があって、それがかなり交渉の障害になった。そういう諸々があったものですから、私も普通なら事務方に任せるのですが、あえて私

も出て、学校の分も含めてお詫びをし、誠意を示したということでご理解をいただければと思います。

委員長 よろしいですか

(異議なし)

委員長 それでは、最後の第4議案、第47号、「平成13年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」についてご説明ください。

庶務課長 議案第47号、「平成13年度杉並区一般会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。「平成13年度一般会計補正予算概要」というものがあり、それをめくると「事務事業名」が入って、「備考」ではどういう中身なのかが入っていますので、そちらを見ていただければと思います。

最初に、教育費の中の教職員福利厚生ということで、右側のほうに「教職員住宅譲渡金繰上償還」とあります。これについては、荻窪教職員住宅について、区が公立学校共済組合との譲渡契約に基づき、譲渡金代金を毎年度払っているというものです。譲渡代金の支払いですが、20年間で行うことになっていて、現在平成13年度の上半期の方まで支払いを完了しています。残りは10年間ということで、回数にして19回分が今回の対象になっています。

一括償還のメリットですが、現行の方式と一括方式ということで、返済総額で約6,000万円ほどの差が出るということが1点です。もう1つ、いわゆる利率の問題ですが、現在7%の利率でお支払いをしていますのでこういったところなくなる。それから、一括返済をすることにより、荻窪教職員住宅が区の行政財産ということになりますので、固定資産税も免除されることとなります。この固定資産税については年間約100万円ほどですが、それが免除されるということでございます。そういった理由から、譲渡金について繰上償還をするものです。補正額が1億7,000万余となっています。

その次に「教育活動の推進」ですが、これについては平成14年度から学校希望制度を導入するというので、各小・中学校を紹介する冊子を作成するために、補正で計上しているものです。大体、800冊作成しようと考えていて、補正額としては469万円ということであります。

その次に「小中、養護学校運営、幼稚園運営費」となっていますが、これらについては報告の中でも申し上げた非常通報装置の設置ということでそれぞれ分けています。設置経費については全額東京都が負担することになっています。ただ、当初の段階で東京都からはお金が来ませんので、区で補正をしてやっていくということであります。単価として、1校当たり31万5,000円ということで、75校の小・中学校、それから園とあり、補正額としては2,362万5,000円ということであります。この中で、差引一般財源ということで全部ゼロになっていますが、これらについ

ては東京都のほうからお金が出るということでゼロとなっています。

大蔵委員 この一般財源というのは、もともとは何かの予備費ですか。どこに用意してあるお金ですか。

事務局次長 財源保留ということですよ。

大蔵委員 一種の予備費ですね。

事務局次長 いや、そうではなくて、どこにも予算を含んでいない段があるというものです。もう1つは変動措置で、財政支出金がいきなり増えた場合などです。その場合は流動ですから、補正予算になる。ですから、新しい財源を確保するという意味で、いままで全く予算のないものを今回計上するということです。

教育長 予算書上は何か表記がなければ。

事務局次長 財源保留です。

教育長 財源保留というのがあるのですよね。

大蔵委員 財源保留というのはどれぐらいの規模があるのですか。

教育長 確か、当初20～30億ではなかったかなという記憶があるのです。財源保留そのものが。

大蔵委員 結構大きいですね。

教育長 でも、かつて、もっと財源が豊かなころはだいぶあったのです。

大蔵委員 財源保留というのは初めて聞きました。

教育長 予備費のほかに財源保留というものを用意してあるのです。ただ、その財源保留というのはいま言ったように、例えば都と区の財調関係で、途中から金額が増えたりもしますので、そこでゆとりを持たせておくようなところで。

大蔵委員 それを使わなかったら、翌年の繰越にするのですか。

事務局次長 結局財源補助ですから。

大蔵委員 わかりました。

教育長 これも自治体によって、予備費で打ち込んでいる部分もあるのではないですか。

大蔵委員 普通は予備費ではないかと思うのです。予備費というのは1項目が決まっていないうけですから、財源保留と同じような形ですけども、普通の項目は予備費だろうと思うのです。私は初めて聞きました。

教育長 私も一般的に、自治体は予備費で対応していると思っていました。例えば、東京都の場合などは予備費ではなかったかな。

大蔵委員 だけど、目的は同じようなものですね。わかりました。

事務局次長 ちなみに今年度は、約9億ぐらいの財源保留をしています。

教育長 9億しかなかったのですか。

事務局次長 今回、うちのほうだけでも2億ぐらいですから。

安本委員 「教育活動の推進」というところで、先ほど庶務課長は800冊とおっしゃったのですが、これは1校当たり800冊ですか。どういうふうにお作りになるのですか。

庶務課長 1校当たりということではなくて、作成したものをどこへ置くかということなのですが、小・中学校は当然として、保育園、図書館、区政資料室といったところを含めて800としています。

安本委員 要するに、すごく大きな本になるのですか。一般の方が読むような小冊子ではなくて、もう本みたいになって、全部の学校が入っているようなもののことですか。

指導室長 A4版、このような形になります。見開きの中に各学校の特色など、写真掲載や目標など、通常の文字で現す以上にもっと迫力あるもの、これが要するに全部の学校が1つの冊子にまとまるというものです。

事務局次長 ちょっと説明しなければいけないのですが、今回、補正で組んである冊子はカラー版で、小中全校の紹介をするものです。ただ、今回、保護者の方に通知するのはそれとは別に、これはカラーなどではなくて、その学校が例えば最高8校、最低3校選べる資料を就学通知で差し上げることになっています。それとは別のものがございます。

教育長 別のものと言うけれども、学校選択の参考資料になるために作るのでしょうか。目的は同じですね。

事務局次長 そうです。

教育長 800冊ですか、保護者の手元には行かないのかな、例えばPTAとか。これをいちばん見たいのは保護者だと思うのです。

事務局次長 個別に保護者の手元という形ではなくて、学校や幼稚園、保育園、児童館というところに置いて見てもらえる状況にする。図書館も同様です。ただ、若干余裕がありますので、希望者には有料頒布ということも併せてできるようにしたいと考えています。

教育長 学校のPTAなどは是非ほしいのではないですか、作れないのですか。

安本委員 作ります。小学校だけはとりあえず、そのつもりでいるように聞いています。

事務局次長 品川区では全部の新生に、全部の学校のこういったものを送ったということも聞きました。ただ、それはあまりにもお金をかけ過ぎではないかということで、個別に送るのは選択できる学校の資料は送りますけれども、全体の資料としては見ようと思えば見ることができるような状態に置くというように考えたということです。

安本委員 できあがるのはいつですか。

指導室長 一応、9月末を目途としています。それ以上遅れますと意味合いがないものですから、できる限り早くということではまやっています。

委員長 見開きの簡単なものというのではないのですか、重いものを想定されているのですね。

指導室長 はい。厚さはこれ以上にはなると思います。

教育長 新入学児童、生徒が対象でしたね。そうすると、この800冊に関して言えば、幼稚園、保育園の年長組の保護者が関心がある。中学校の場合には、6年生の親が関心があるという配布の仕方ということになるのでしょうか。そういう配慮はなさるのですか。

指導室長 私ども指導室としては、配布先として当初考えた幼稚園も当然含め、保育園も置きます。それから児童館、青少年センター、図書館、区民事務所、またこういうところに置いたほうが皆さん方が見やすいというご意見があれば、先ほど次長が言ったように残部ありますので、そういうことに対応して置いていくという体制を作りたいと考えています。

教育長 先ほど、私立の安全対策の話が出ていましたが、当然私立の幼稚園にも年長組のほうには配布されると考えていいですか。

指導室長 はい、一応そのように考えています。

教育長 そのほうが参考になると思います。それから非常通報装置、31万5,000円というのは具体的にどのようなものなのですか。

施設課長 NTTの回線を利用して、学校でスイッチなどを押すと警視庁と直結するというものです。そして、警視庁のほうから警官が学校に出動するという流れです。

教育長 もっとわかりやすく、どういう装置なのかを教えてください。

施設課長 一応、学校の中に受けが2台でしたか。

教育長 「受けが2台」の「受け」というのは何ですか。例えば、職員室なり校長室に非常ボタンがあるとか。

施設課長 はい、そういうことです。学校のほうには非常ボタンがあって、これはいま言われたように3カ所あります。それから、銀行の非常通報システムと同じような考え方で、非常ボタンを押すと警視庁のほうに通報が直結するという流れです。

教育長 その回線使用料が31万5,000円ということですか。

施設課長 工事費です。

教育長 これは東京都負担金なのですが、全都共通単価ですか。したがって、共通費用と考えてよろしいですか。

施設課長 そのとおりです。

教育長 なるほど、銀行みたいになるのか。間違っって押したりしないように、よろしく願いしま

す。

大蔵委員 説明書もそういうように考えているのですか。

教育長 そうですね。変な話、子供がいろいろなことをしますから、3カ所の設置場所の位置関係、高さなど、とってあまり押せないような高さでも困るし、その辺のご配慮をよろしく願います。

施設課長 すみません、非常ボタンは2カ所でございます。失礼しました。

委員長 ほかにありませんか。それでは、議案の審議をすべて終了しましたので、秘密会を終了いたします。どうも、ご熱心にありがとうございました。次回以降の予定についてお願いします。

____ 次回以降、次々回までの予定をご説明いたします。今回は9月14日(金) 午後2時からでございます。その次は9月26日(水) これについては午前10時から学校訪問があり、午後1時半から教育委員会を予定しています。

委員長 ありがとうございました。